

3 補正係数（測定単位の数値の補正）

基準財政需要額の算定においては、全ての都道府県または全ての市町村に費目ごとに同一の単位費用が用いられる。

しかし、実際の各地方団体の測定単位当たりの行政経費は、自然的・社会的条件の違いによって大きな差があるので、これらの行政経費の差を反映させるため、その差の生ずる理由ごとに測定単位の数値を割増し又は割落とししている。これが測定単位の数値の補正であり、補正に用いる乗率を補正係数という。

（１） 補正の必要性

基準財政需要額の算定は、各地方団体について、費目ごとに「単位費用」×「測定単位の数値」の算式によって計算されるが、実際の各地方団体の測定単位当たりの行政経費は、各地方団体の人口規模、人口密度、都市化の程度、気象条件等の違いによって大きな差がある。また、都市の中には法律等により、他の市町村とは違った仕事を義務づけられている都市がある（政令指定都市、中核市、施行時特例市、保健所設置市等）。

これら自然的、社会的条件等地方団体が置かれている客観的条件における行政経費の差については、基準財政需要額の計算に反映させることにより、各地方団体について公正妥当な算定が可能になるものと考えられる。

（２） 補正の方法

各地方団体における行政経費の差を基準財政需要額に反映させるには、団体ごとに単位当たり経費について、差異をもたらしている事由（自然的・社会的条件）に応じて異なった単位費用を定めて適用する方法が考えられるが、これでは、多くの単位費用を定めなければならず、基準財政需要額の算定がきわめて複雑なものとなる。

そこで、実際には、単位費用は測定単位ごとに道府県分と市町村分とそれぞれ一つのを定めて適用し、各団体ごとの単位当たり経費と単位費用との差については、これを比率で表し、この比率を測定単位に乗ずること、言い換えれば測定単位の数値を補正することによって妥当な基準財政需要額を算定することとしている。

この測定単位の数値の割増し又は割落としをするための乗率を補正係数という。

（３） 補正の種類

基準財政需要額の算定において、各地方団体の個別事情をできるだけ正確に反映させるためには、補正事項を多く設けるべきであると考えられるが、一方、補正事項が多いほど算定方法が複雑となるので、補正事項の数には限度がある。

したがって、行政経費に差をもたらしている事由のうち、その影響が顕著なものであり、かつ、ある程度普遍的なものであって、その影響を客観的な資料によって係数化できるものを補正事項としている。

具体的な補正の種類は次のとおりである。

（補正の種類（令和７年度））

種 類	内 容	例
種別補正	測定単位に種別があり、かつ、その種別ごとに単位当たり費用に差があるものについて、その種別ごとの単位当たり費用の差に応じて当該測定単位の数値を補正するもの。 例えば、港湾費（係留施設の延長）にあつては、港湾の種別（「国際戦略港湾」「国際拠点港湾」「重要港湾」「地方港湾」）によって、係留施設１ｍ当たりの維持管理経費等による経費の差を反映させるもの。	港湾費 （港湾の種別による経費の差）
段階補正	測定単位の数値の多少による段階に応じて単位当たり費用が割安又は割高になるものについて、その段階ごとの単位費用の差に応じて当該測定単位の数値を補正するもの。 地方団体は、その規模の大小にかかわらず、一定の組織を持つ必要があり、また、行政事務は一般的に「規模の経済」、いわゆるスケールメリットが働き、規模が大きくなる程、測定単位当たりの経費が割安になる傾向があり、こうした経費の差を反映させるもの。	包括算定経費 （人口規模による段階ごとの経費の差）
密度補正	測定単位の数値が同じであっても、人口密度等の大小に応じて単位当たり費用が割安又は割高になるものについて、人口密度等の大小に応じて当該測定単位の数値を補正するもの。 ① 人口密度、自動車の交通量等を「密度」とするもの ② 介護サービス受給者数等の測定単位の数値に対する割合を「密度」とするもの	① 消防費 （人口密度（面積）に応じた経費の差） ② 高齢者保健福祉費（６５歳以上人口） （介護給付費負担金等に係る経費の差）
態容補正	都市化の程度、法令上の行政権能、公共施設の整備状況等、地方団体の「態容」に応じて単位当たり費用が割高又は割安となるものについて、その態容に応じて測定単位を補正するもの。 ① 普通態容補正 ア 行政の質量差によるもの ・「都市化の度合いによるもの」 市町村を２０段階の種地に区分し、大都市ほど行政需要が増加する経費（道路の維持管理費、ごみ処理経費等）について割増し。 ・「隔遠の度合いによるもの」 離島辺地の市町村やそのような地域を持つ道府県における旅費、資材費の割高の状況を反映。 ・「農林業地域の度合いによるもの」 農林水産業を主産業とする市町村の産業振興、地域振興のための経費について農林業級地の地域区分により割増し。 イ 給与差によるもの 地域ごとに異なる地域手当、住居手当、通勤手当等の給与差を反映。 ウ 行政権能差によるもの 指定都市、中核市、その他の市町村では、法令に基づく行政権能が異なることから、これによる経費の差を反映。 ② 経常態容補正 普通態容補正のような級地区分等とは関係のない態容に基づく経常経費の差（例：教職員の平均年齢の差による都道府県ごとの平均給与費の差）を反映させるもの。 ③ 投資態容補正 ア 投資補正 道路の未整備率等、客観的な統計数値等を指標として投資的経費の必要度を測定し、財政需要額に反映させるもの。 イ 事業費補正 特定の事業実施のために借り入れた地方債の元利償還金の一定割合等、実際の投資的経費の財政需要を反映させるもの。	① ア 消防費 （消防力の水準の差） イ 地域振興費 （人口） ウ 保健衛生費 （保健所設置市とその他の市との差） ② 小・中学校費 （平均給与費の差） ③ ア 道路橋りょう費 （未整備延長比率等による改築経費の必要度の差） イ 小・中学校費 （学校教育施設等整備事業債の元利償還金）

種 類	内 容	例
寒冷補正	寒冷・積雪地域の度合いによって経費が割高となるものについて、寒冷・積雪の度合いに応じて測定単位の数値を補正するもの。 ① 給与差 寒冷地に勤務する公務員に対して支給される寒冷地手当に係る財政需要の増加分 ② 寒冷度 寒冷地における暖房用施設、暖房用燃料費、道路建設に必要な特殊経費、生活保護費に係る冬季加算分などの行政経費の増加分 ③ 積雪度 積雪地における道路・建物等に係る除排雪経費、道路建設費における道路幅員の通常以上の拡張に要する経費等	小・中学校費（学級数） ①寒冷地手当の差 ②暖房費の差 ③除雪経費の差
数値急増補正 数値急減補正	① 数値急増補正 人口を測定単位とする費目分については、基礎としている国勢調査人口の数値の更新に5年間を要するため、この間に人口が急増する市町村について、住民基本台帳登録人口等を用いて増加分を反映させるもの。 ② 数値急減補正 人口や農家数等が急激に減少しても、行政規模は同じペースで減らせないこと、また、人口が急変する市町村は、人口変動が小さい市町村に比べて行政経費が割高になる状況があることを反映させるもの。	①地域振興費（人口） 高齢者保健福祉費（65歳・75歳以上人口） ②農業行政費（農家数） 地域振興費（人口）
財政力補正	地方債の元利償還金を算入する際に、償還額の標準財政収入額に対する割合の高い団体について算入率を引き上げるもの。	災害復旧費 （単独災害復旧事業債及び小災害債（公共土木施設等分））